

【二次募集】千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業 Q&A

問1：一次募集時に補助決定を受けているが、二次募集で応募可能か。

答1：応募可能です。ただし、一次募集において補助決定を受けた期間内で重複する内容は認められませんので、お問い合わせください。

問2：本補助金事業の目的とは。

答2：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、市内での文化芸術の鑑賞の機会が減少しております。市内の文化芸術の灯を絶やさないためにも、市民が安心して鑑賞できる文化芸術鑑賞事業が市内で催されることが必要と考えています。

そこで、市が予算の範囲内で事業費に補助金を支出することを前提に、独自のアイデアやノウハウのある団体から文化芸術鑑賞事業について広く募り、市で決定した補助決定事業について、事業実施後（必要に応じて実施前）に事業費の一部に補助金を支出するものです。

問3：市内かつ屋外で不特定多数の観客を動員する有料の鑑賞事業とは、どのようなものがあてはまるか。

答3：広くチケット販売を行い、チケットを購入した観客を市内かつ屋外の会場に動員して鑑賞事業を開催することが必要となります（例：事前にチケットを購入した観客を屋外の会場に動員して開催する音楽コンサートや映画上映 など）。

有料の動画配信のみを行うことは対象外ですが、観客を動員する事業と同時に動画配信事業も行うことを制限するものではありません。その場合の補助対象経費や収入の取り扱い等については、事前に市にお問い合わせください。

鑑賞事業の分野は、文化芸術基本法第8条～第12条（音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）に記載のある分野のいずれか（複合も可）である必要があります。（「食文化」のみの事業や「食文化」と他分野を複合する事業の場合に、その事業の主たる目的が飲食の提供である事業は対象外）

問4：市内かつ屋外であれば会場はどこでもよいか。

答4：市内かつ屋外であれば場所の指定はありませんが、本補助制度を申請する前に、会場の施設管理者等に、実施する事業内容の場合に会場を借用することが可能かどうか必ずご確認ください。

その確認を補助申請前に十分に行わなかった結果、補助交付決定後に施設や場所の使用許可を得られないことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消すこととなります。

問5：要綱第2条第2項第11号の「本市から運営等に係る経費の補助や助成、委託を受けている者（指定管理者を含む）」について、

- ① 千葉市から新型コロナウイルス関連の支援を受けているが、対象外か。
- ② 運営企業体として指定管理者に指定されているが、構成員（構成団体）の申請は可能か。

答5：

- ① 事業に対する支援を受けている場合は対象外だが、新型コロナウイルス感染症の拡大を起因とした運営に対する支援（千葉市テナント支援金制度、千葉市中小企業者事業継続給付金など）を受けている場合は、対象です。
- ② 構成員（構成団体）も含めて、指定管理者は対象外です。

問6：同じ団体が複数の事業を申請することは可能か。

答6：1団体につき、1事業の申請とします。

問7：事業を実施したものの、補助申請時に申し出た千葉市民優待枠チケット枚数が完売しなかった場合はどうなるか。

答7：要綱別表「補助金の額（1）」の算出には、市民に対して販売した千葉市民優待枠チケットの販売実績枚数を計算に用います。

事業実施した結果、補助申請時に千葉市民優待枠として設けたチケット販売予定枚数に販売実績枚数が達しない場合でも、事前に鑑賞事業の実施について市民向けに十分に広報した実績や新たな鑑賞形式に挑戦した実績があれば、補助金の支払の対象といたします。

ただし、本補助制度は、観客に販売するチケット総数のうち1割以上を千葉市民優待枠のチケットとして、その料金を半額とすることを条件としております。よって、千葉市民優待枠のチケット販売枚数が1割に達しない場合に、その分を市民ではない方に販売することは認められませんので、最後まで市民の方に販売する試みを続けていただきます。

※上記とは逆に、事業を実施した結果、補助申請時に設けた千葉市民優待枠チケットの販売予定枚数を上回る販売実績となった場合、チケットに対する補助の計算は、販売実績枚数を基に計算します（補助上限額200万円）。

問8：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は、どの程度取り組む必要があるか。

答8：国等の方針や指針、業種別ガイドライン等を参考に、事業実施時に求められる最新の感染症対策を行うことが必要となります。上記の方針や指針、ガイドライン等が更新された場合はその都度感染症対策に不足が無いかどうかをご確認の上、対策が不足している場合は追加の対策を取るようになさいます。

事業計画書上に記載いただいた対策内容は、市で確認をさせていただきます。その結果、不足している対策があるが、申請者がその不足している対策を追加で講じることが難しい場合は、補助事業として決定は行わないこととなります。

また、事業実施までに適切な対策を取らないことが判明した場合、もしくは事業実施後に適切な対策を取っていなかったことが判明した場合は、補助金の交付の決定を全部もしくは一部を取り消すこととなります。

問9：荒天等で事業の実施を中止する場合

答9：

荒天等が予想される場合に中止をお考えの際は、事前に市にご相談ください。